

留置されている方への面会・差入れについて

面会について

面会できる日・時間

- 平日
午前8時30分～正午まで

午後1時00分～午後5時00分まで
- 上記の時間帯で30分以内

※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始は面会できません。



受付時間・方法

- 原則、面会を希望される日の**前日までに事前連絡**をお願いします。
(予定によっては希望日に面会が出来ない場合もあります。)
- 受付時間は平日の**午前8時30分～午後5時00分**です。
- 受付は、電話又は警察署窓口において行っています。

※ 土日・祝日・上記時間外の面会受付は行っておりません。

注意事項

- 面会は1日1回です。1回の面会で3人まで入室できます。
- 業務の都合上、面会をお断りさせていただくことがあります。
- 面会を希望される方は、必ず**身分証明となるもの**（運転免許証・健康保険証など）をご持参ください。面会当日、身分の確認ができない方は面会をお断りすることがあります。

面会時の留意事項

面会できる日・時面会に来られる方は、以下の事項を遵守するようお願いします。

- ① 時間内（**30分以内**）に面会を終了すること。
- ② 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、スマートフォン、パソコン等の**録音録画、通信機能を有する機械の持込みの禁止**。
- ③ あらかじめ申し出て承諾を受けた場合を除き、**外国語での会話をしない**こと。
- ④ 留置施設内では、必要がある場合には、着衣又は携行品を検査したり、携行品を職員が一時預かったりすることがあります。
- ⑤ 面会の際に**直接金品の授受をしない**こと。
- ⑥ **留置施設の職員の職務上の指示に従う**こと。

遵守事項に違反する場合には、面会を一時停止もしくは、面会途中でも打ち切らせていただくこともあります。



差入れについて

受付時間・方法

- 平日
午前8時30分～午後4時45分までの間
 - 上記の時間に差入れしたい物品と身分が証明できるもの（運転免許証または健康保険証など）を持参してください。
- ※ 郵送による差入れは原則受付できません。
- ※ 遠方等で持参による差入れができない場合は事前に電話でお問い合わせください。
- ※ **土曜日・日曜日・祝日・年末年始は差入れできません。**

差入れ可能な物品

- 現金 3万円以内
- 書籍 ※ 差入れを希望される方、1回につき3冊まで
- 便せん、封筒、切手など
- 衣類

衣類の差入れについて

以下に該当するものは差入れできません。

- ◇ ボタン、装飾品が付いているもの（取り外してあれば可）
- ◇ チャックが付いているもの
- ◇ ヒモの付いているもの（穴などを塞いでおけば可）

×



○

ヒモを通す穴
をふさいだ状態



- ◇ フード付きのもの
- ◇ ほつれ、破れがあるもの
- ◇ 長い靴下、タイツ
（くるぶしまでの長さの靴下であれば可）
- ◇ ブラジャー、キャミソール



注意事項

- 留置施設内で使用できない物品については差入れをお断りさせていただくことがあります。
- 飲食物、医薬品、歯磨き粉、化粧品、コンタクトレンズ洗浄液など、中身が確認できず、検査が困難な物品については差入れできません。

差入れできない物品の例

歯磨き粉



タバコ



シャンプー・
ボディソープ



ボールペン
など文房具



ハンドクリーム
など化粧品



医薬品



飲食物



ご不明な点は留置管理課へお問い合わせください。
なお、電話による留置されている方の所在確認や伝言は
受付できません。

問い合わせ先

益田警察署留置管理課
0856-22-0110 (代表)
内線 (241)

